

京都農業の収益向上について

【担当省庁】農林水産省

京都府では、京都ブランドとして付加価値が高い京野菜や黒大豆・小豆の生産など、京都の農業の競争力強化を図ってきており、米政策や経営安定対策の見直しに当たっては農家の収益向上が図られるよう、以下の措置を講じていただきたい。

「日本型直接支払制度」の創設

- ◆ 農業・農村のもつ多面的機能を維持するためには、持続可能な営農が必要であり、地域の農家や関係者等の意見を十分に聴取し、「日本型直接支払制度」を創設していただきたい。
- ◆ また、京都府では、米価の下落傾向に歯止めがかからない中、売れる米づくりの推進や、減反の対象の水田を、京野菜、黒大豆・小豆等の収益性の高い品目への転換などにより農家の所得を確保してきたところであり、減反の廃止など、急激な農業政策の見直しによって、地域の農業に混乱を招かないようにしていただきたい。

「水田活用直接支払交付金」などによる農業の高収益化に向けた制度設計

- ◆ コメなどの価格が大幅に下落した場合においても、農家が生産意欲を失わないよう、「収入保険制度」の導入に当たっては、現行の「収入影響緩和対策」における支援対象である認定農業者、集落営農のみならず、個別農家も含めてより多くの農家が利用しやすい制度としていただきたい。
- ◆ 伏見をはじめとする京都の酒造業界と連携し、地元産の酒造好適米「祝」の増産を促進するため、生産目標数量の外枠としていただきたい。
- ◆ 京都府では、「京野菜 100ha拡大構想」の実現や、丹波黒大豆・京都大納言小豆の栽培拡大に取り組んでおり、コメに比べて手間のかかるこれらの転作農産物の供給増加に有効な「水田活用直接支払交付金」の予算を確保していただきたい。

「配合飼料価格安定制度」の見直し

- ◆ 飼料穀物の高騰や円安を原因とする配合飼料の価格高騰により、畜産農家の経営が不安定になっており、価格の高止まりの際の補填がされないことや基金の財源枯渏のため機能していない現行の「配合飼料価格安定制度」を実効あるものに見直していただきたい。
- ◆ 為替相場の変動による影響を受けにくい転作田での飼料用米や稲発酵粗飼料の生産や利用拡大に向け、「水田活用直接支払交付金」の予算を確保し、交付単価を引き上げていただきたい。

<農林水産省の概算要求>

◎ 経営所得安定対策 7,185.6 億円

販売価格が生産費を恒常に下回っている作物を対象として、差額を交付することにより、農業経営農安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦、大豆等への作付転換を促す。

現状・課題等

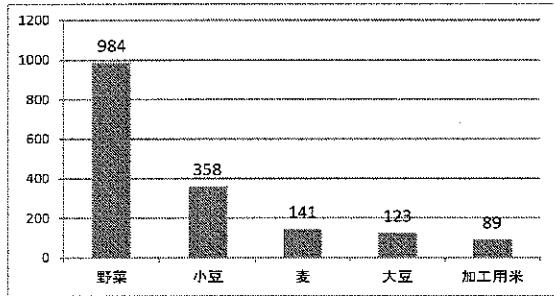
◎ 経営所得安定対策と地域特産物づくりの取組等

- ・ 国において生産調整の見直しが検討されており、11月末の「農林水産業・地域の活力創造本部」までにとりまとめ、経営所得安定対策を見直し、関連法案を来年の通常国会に提出する方向。
(国における生産調整等に関する検討内容)
 - ①米政策（生産調整等）のあり方は、日本型直接支払制度の創設と経営所得安定対策の見直しの関係で整理
 - ②米の直接支払い交付金（15,000 円/10a）の見直し
 - ③米価変動補填交付金の見直し
- ・ 京野菜はパイプハウス整備事業（府単費）等を推進する中で、新規就農・就業者の増加や法人の規模拡大意欲が拡大しており、さらに、拡大する市場・消費者ニーズに対応するため、京野菜生産を 100ha 拡大することとしており、生産と出荷調製の分業化が課題となっている。
京野菜生産拡大目標（㉙ 1,100ha）
- ・ 京都府では、生産調整の着実な定着に向けて産地資金を有効活用し、競争力の高い農産物である「京野菜」「黒大豆、小豆」「酒米」の産地づくりに取り組んできているところ（産地資金㉙ 5.2 億円）。
- ・ 酒米は京都オリジナル品種「祝」、「京の輝き」を利用した清酒の生産増に対応するため実需の需要が増加しており、加速的な生産量の増加が必要であるが、生産数

量目標の枠内で酒造好適米を確保するため、生産拡大が困難な状況。

・産地資金を活用した特産物振興の状況（平成 24 年度）

(単位 h a)



※小豆は全作付面積 449ha (農産課調査) の 80 % をカバー

※酒造適性の高い加工用米 (酒造用掛け米)、「京の輝き」(府独自品種) 生産について、
産地資金で支援し作付が拡大 (24 4ha → 25 30ha)

◎ 配合飼料価格安定制度による畜産経営への影響緩和

(現状)

配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため行われる、二段階の仕組みによる生産者に対する補てんを実施

①通常補てん 民間 (生産者と配合飼料メーカー) 積立

②異常補てん 異常な価格高騰時に通常補てんを補完 (国と配合飼料メーカー積立)
(課題)

・平成 25 年度第 2 四半期において、通常補てん基金財源が枯渇したため、財源が不足となった。なお、特例的緊急措置として異常補てんと同じ負担割合で国が支援

・補てん金の算定は 4 半期ごとの価格と過去 1 年間との比較上昇分が補てん対象となるため、配合飼料価格が高止まれば補てん金は減少する。

【京都府の担当部局】

農林水産部 農産課	075-414-4953
畜産課	075-414-4983